電波監理審議会(第1082回)議事要旨

1 日時

令和2年10月12日(月)15:00~16:54

2 場所

Web会議による開催

- 3 出席者(敬称略)
- (1) 電波監理審議会委員

吉田 進(会長)、兼松 由理子(会長代理)、長田 三紀、林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

(総合通信基盤局)

竹内 芳明 (総合通信基盤局長)、鈴木 信也 (電波部長)、吉田 正彦 (総務課長)、 布施田 英生 (電波政策課長)、片桐 広逸 (基幹・衛星移動通信課長)、 翁長 久 (移動通信課長)

(4) 事務局

高田 貴光 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (幹事)

- 4 議事模様
- (1) 諮問事項(総合通信基盤局)
 - ① 無線設備規則の一部を改正する省令案

(国際民間航空条約第10附属書改訂の国内の技術基準への反映)

(諮問第29号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

国際民間航空条約第10附属書の改訂内容を国内の航空無線通信の技術的条件に反映するため、制度整備を行うもの。

② 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案

(1.9GHz帯デジタルコードレス電話の高度化)

(諮問第30号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

- 1.9 GHz 帯デジタルコードレス電話の高度化に係る制度整備を行なうもの。
- ③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案(ローカル 5 Gの周波数拡張等に伴う制度整備) (諮問第31号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

ローカル5Gの周波数帯拡張等に係る制度整備を行うもの。

④ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (L帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入)

(諮問第32号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

L帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入に向けた制度整備を行うもの。

⑤ 周波数割当計画の作成案等

(諮問第33号)

審議の結果、諮問のとおり作成等することが適当との答申をした。

【内容】

- 1.9 GH z 帯デジタルコードレス電話の高度化及びローカル 5 Gの周波数拡張に伴う周波数割当計画の変更を行うとともに、2019年世界無線通信会議(WRC-19)の審議結果やL帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入等を受け、新たに周波数割当計画の作成を行うもの。
- ⑥ 無線従事者規則の一部を改正する省令案(無線従事者の努力義務規定の追加)

(諮問第34号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

無線従事者が無線設備の操作に関する知識及び技術の向上に努めるよう、制度整備を行なうもの。

(2) 議決事項

株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の審理を

(付議第1号関係)

(文責:電波監理審議会事務局)